

令和 7 年度

鳥羽 第 2 課 消防設備修理 (その 2)

特記仕様書

# 第 1 章 総 則

## 1 適用範囲

本仕様書は、表記修理に適用する。

## 2 用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

- (1) 指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その修理の遂行に必要な事項について、書面又は口頭にて実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。
- (4) 設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称している。

## 3 修理施工の履行

本修理は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に施工しなければならない。

## 4 疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

## 5 法規の遵守

受注者は修理施工に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して、修理を安全かつ円滑に施工し、その適用又は運用は受注者の負担と責任において行なわなければならない。

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| (1) 京都市上下水道局契約規程 | (5) 建設業法        |
| (2) 労働基準法        | (6) 建築基準法       |
| (3) 労働安全衛生法      | (7) 電気事業法       |
| (4) 下水道法         | (8) その他関係法令、例規等 |

## 6 書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

## 7 現場代理人等

- (1) 受注者又は当局の承諾を得た代理人は、修理期間中現場に常駐して指揮に当たらなければならない。ただし、現場代理人の修理現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認めた場合には、常駐を要しないこととすることができる。
- (2) 現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

## 8 適用規格

修理の適用規格は次の各号のとおりとする。

- |                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 日本産業規格(JIS)      | (5) 日本電機工業会標準規格(JEM)     |
| (2) 日本下水道協会規格(JSWAS) | (6) 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC) |
| (3) 日本水道協会規格(JWWA)   | (7) 電気設備に関する技術基準         |
| (4) 機械学会設計基準         | (8) その他関係規格及び基準          |

## 9 励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

## 10 指示・承諾

次の各号に挙げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

- (1) 修理の施工順序・方法・工程
- (3) 既設の機器設備の運転・停止に関すること
- (2) 修理に使用する仮設物

## 1 1 関係監督官庁への許認可申請等

- (1) 法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申出て、その指示に従わなければならない。

## 1 2 納入材料及び機器

- (1) 修理において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 修理現場に納入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続きを怠り監督員が不適当と認めたときは、使用後であってもこれを適当品と取り替えなければならない。

## 1 3 電力及び雑用水

修理に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。

## 1 4 既設構造物の保護

修理施工に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。

## 1 5 運搬及び保管

- (1) 破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。
  - (2) 各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記修理名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。
- なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。

## 1 6 修理現場発生品

受注者は、修理施工によって生じた現場発生品(発注者への返還品等)について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

## 1 7 建設副産物の適正処理について

- (1) 発生品のうち産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのA票、B2票、D票等の写しを監督員に提出すること。  
なお、管理票は修理完成後から、5年間保存しなければならない。
- (2) 発生品のうち、再資源化が必要となる特定建設資材を修理現場から搬出する場合には、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入を行わなければならない。

## 1 8 安全管理

- (1) 受注者は本修理に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。
- (2) 受注者は修理施工に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施工を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、本修理の安全施工の確保に必要かつ十分な安全管理体制を組織すること。
- (4) 受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた修理関係者全員に安全管理について周知徹底させること。
- (5) 受注者は、修理現場における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。
- (6) 受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。

## 1 9 受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

- (1) 軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施工上並びに完成後の運転維持管理上欠くことのできない材料及び作業
- (2) 各検査・試験及び写真撮影

- (3) 修理の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力
- (4) 現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去
- (5) 修理期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理
- (6) 関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

## 2.0 石綿使用の有無

受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあっては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出しなければならない。

また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。

## 2.1 施設停止及び他修理等との競合

受注者は修理施工に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施工すること。また、他修理等と競合する場合は監督員が施工期間の指定をする場合がある。

## 2.2 段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

## 2.3 完成検査

- (1) 修理が終了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完成検査を受けなければならない。
- (2) 完成検査に当たって、受注者又は現場代理人は必ず立会わなければならない。
- (3) 検査の結果、不合格の個所のあった場合、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

## 2.4 保証・契約不適合

- (1) 完成検査合格後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、修理目的物に欠陥・不備が発見されたときは、当局が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行わなければならない。  
なお、当該個所は補修後検査を受け、更に検査合格後一年の保証を行わなければならない。上記の期間を越える場合においても、受注者はその契約不適合責任を免れることはできない。
- (2) 受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、当局は受注者の負担において、第三者にこれを履行させることができる。

## 2.5 損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施工時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

## 2.6 修理写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を施工前、施工中、施工後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はA4版を標準とし、表紙には契約年度、修理件名、受注者名、工期等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、A4版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで5年間程度劣化が生じないものであることとする。

## 2.7 雜則

- (1) 受注者は修理施工に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている施工方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本仕様書の第2章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第1章に優先する。
- (3) 水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した修理施工に努めなければならない。
- (4) 受注者は本修理の施工にあたっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

## 第2章 細則

### 1 修理概要

本修理は鳥羽水環境保全センター水処理第2課内第2ポンプ場天井に設置してある光電式スポット型感知器1台が故障しているため、更新を行うものである。

### 2 修理期限

本修理の期限は、令和8年3月31日とする。

### 3 修理場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1

京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

### 4 修理内容

#### (1) 更新機器

本修理にて交換を行う機器は下記の通りである。

ア 光電式スポット型感知器型2種

数量 1台

形式 CK2B-016

既設 2KH3 ニッタン製

#### (2) 修理範囲

ア 第2ポンプ場天井に設置してある光電式スポット型感知器1台を撤去して、新品に交換すること。据付け場所は添付図面を参照とし、その他詳細は打ち合わせにより決定する。

イ 作業場所は高所であるため、足場を安全に十分留意して設置の上作業すること。

ウ 作業終了後、必要な試験調整を行い、正常に動作することを確認すること。

エ 撤去した既設感知器は監督員に返却すること。

### 5 その他

(1) 本修理の機器については、事前に機器、材料リストを提出して監督員の承諾を得ること。

(2) 修理写真は修理内容の項目に沿った形で、作業の前、中、後を作業内容がよくわかるように撮影すること。

(3) 本修理の作業時間は、平日の午前9時から午後5時までを原則とする。なお、上記時間以外に作業を行う必要がある時は、事前に監督員の承諾を得ること。

(4) 本仕様書に明記されていない事項でも、設備の管理運用上、当然必要と思われる調整は行うこと。また、試験、調整の結果、不良箇所などが発見された場合は速やかに報告するとともに監督員の指示に従い可能な限り処置を施すこと。

(5) その他詳細については、監督員の指示によるものとする。